

平成 23 年度建築基準整備促進事業 募集要領（抜粋）

45. 昇降機に係る地震安全対策に関する検討（新規）

補助予定額：5 百万円

①調査の目的

東日本大震災において、建築物に設置されているエスカレーター本体が落下するという被害が複数発生したことを踏まえ、エスカレーターの落下防止対策その他昇降機に係る地震安全対策についての検討に資することを目的とする。

②調査の内容

昇降機耐震設計・施工指針（2009 年版、財団法人日本建築設備・昇降機センター／社団法人日本エレベータ協会発行）において記述されている昇降機の耐震措置を考慮し、昇降機に係る地震安全対策について、以下の技術的知見の収集整理を行う。

（イ）エスカレーターの落下防止に係る技術的知見の収集整理

エスカレーターの落下防止対策について、以下の内容について、技術的知見の収集整理を行う。

- ・地震時における建築物の層間変位の想定及び想定された層間変位に応じたエスカレーターの落下防止対策の仕様及び工法
- ・建築物のはり等とエスカレーターとの固定部の固定方法

（ロ）その他

上記のほか、東日本大震災における被害状況を踏まえ、昇降機に係る地震安全対策に資するよう現行の地震安全対策上の技術的課題を整理するとともに、新たに必要と考えられる地震安全対策の有無について整理・検討を行う。

③調査の全体計画について（参考）

平成 23 年度中に建築基準等の整備に資する技術的資料を取りまとめる。